

# 自己搬入される方へ

# ごみの分別と出し方

必ず透明又は半透明の袋で提出してください。  
許可業者以外の青ナンバー(緑地に白字)黒ナンバー(黒地に黄字)の車両については搬入出来ませんのでご注意ください。

## 燃やせるごみ 絶対に金属等は入れないで下さい。

① 生ごみ 料理くず・残飯等  
★堆肥化施設のある市町村…生ごみは堆肥化施設に出して下さい。  
★堆肥化施設のない市町村…コンポストなどを利用しましょう。  
注！ 食品製造業等から生じた動植物残渣は産業廃棄物になりますので搬入できません！

② 紙くず 写真・感熱紙・カーボン紙・ビニールコート紙 資源回収に出せない汚れた紙類等  
★コピー用紙・新聞・雑誌・段ボール等  
「資源回収」に出して下さい。  
★資源回収に出せない段ボール等は長さ50cm以内に切断して下さい。(長さ50cmを超え200cm以内のものは「燃やせないごみ」になります。)  
★資源回収に出せない電話帳・辞典等で厚さ2cmを超えるものは「燃やせないごみ」になります。  
★文具に付属している金具類は「燃やせないごみ」になりますので取り外して下さい。  
注！ 建設業・印刷出版業・印刷工場等から生じたものは産業廃棄物になりますので搬入できません。

③ 木くず・草類 小枝・板切れ・枯葉・刈草等  
★木製品・板切れは縦(厚さ)3cm以内、横(幅)20cm以内、長さ(奥行)50cm以内に切断して下さい。  
★小枝・角材は直径(幅)3cm以内、長さ(奥行)50cm以内に切断して人が持てる程度にひもで束ねて下さい。  
★刈草等は出来る限り乾燥させて、土を取り除いて下さい。  
注！ 建設業・木製品製造業等から生じたものは産業廃棄物になりますので搬入できません。

④ 繊維くず 衣類・寝具類・じゅうたん・マット・カーテン ロープ・ひも類等  
★衣類は出来るだけ小さく切断して下さい。  
★その他の繊維くずは、長さ50cm以内に切断して下さい。(50cmを超え200cm以内のものは「燃やせないごみ」になります。)  
注！ 建設業から生じたものは産業廃棄物になりますので搬入できません。

⑤ プラスチック類(含合成品)  
★事業活動に伴い排出される「廃プラスチック類」は産業廃棄物になりますので受入できませんが、事業活動の伴わない日常生活に係わる項目については下記規格内であれば受入致します。★★

ポリ容器・トレー・卵パック・袋類・発砲スチロールの箱・バック類・玩具履物・台所用品・額縁・CD・暖衝材・ビデオテープ・シート・ホース・ひも等  
★容器等は内容物を取り除き、乾かして下さい。  
★ポリ容器(2ℓ超)は「燃やせないごみ」になります。  
★縦(厚さ)3cm、横(幅)20cm、長さ50cm以内に切断して下さい。(この大きさを超えるものは「燃やせないごみ」になります。)  
★また漁網、ロープ等も産業廃棄物になりますので搬入できません。  
★ペットボトルは資源ごみとなります。

⑥ 皮革・ゴムくず  
★事業活動に伴い排出される「皮革・ゴムくず」は産業廃棄物になりますので受入できませんが、事業活動の伴わない日常生活に係わる項目については下記規格内であれば受入致します。★★  
履物・靴・バック類等  
★長さ50cm以内に切断したもの。  
★50cmを超え200cm以内のものは「燃やせないごみ」になります。

⑦ その他 食用油  
★厨房等から出される少量の食用油は紙や布にしみ込ませるか、凝固剤で固めて下さい。

スポーツ・レジャー用品 (自転車・三輪車・ゴルフセット・スキーセット・金属バット等)  
★自転車は他のごみと区分して、別搬入して下さい。

プラスチック製品 (シート・ホース・ロープ・ラック・ブラインド・衣装ケース ポリ[2ℓ以上]容器等)  
★長さ200cm以内に切断して下さい。(シート等は丸めないで、たたんでひもで縛って下さい。)  
★出来るだけ50cm以内に切断し「燃やせるごみ」として搬入して下さい。

④ 紙くず 資源回収に出せない汚れた 電話帳・辞典等・段ボール等  
★厚さ2cmを超えるもの、長さ200cm以内 (できるだけ厚さ2cm以下、長さ50cm以下は「燃やせるごみ」に出して下さい。)  
注！ 建設業・印刷出版業・印刷工場等から生じたものは産業廃棄物になりますので搬入できません。

⑤ 木製品・木くず 家具類・板材・木の枝等  
★家具類は縦120cm、横120cm、長さ200cm以内のもの。  
★板材・木の枝は太さ10.5cm、幅30cm、長さ150cm以内のもの。(この大きさを超えるものは、基準以下に切断又は解体して下さい。)  
★スプリング入りソファ、ベット等は他のごみと区分して搬入して下さい。  
注！ 建設業・木製品製造業等から生じたものは産業廃棄物になりますので搬入できません。

⑥ 繊維くず 布団・カーペット・カーテン・じゅうたん・マットレス等  
★長さ200cm以内に切断して下さい。(丸めないで、たたんでひもで縛って下さい。)  
《お願い》出来るだけ50cm以内に切断し「燃やせるごみ」として搬入して下さい。それが困難の場合、布団等は別搬入して下さい。  
★スプリング入りマットは他のごみと区分して搬入して下さい。  
注！ 建設業から生じたものは産業廃棄物になりますので搬入できません。

⑦ 皮革・ゴムくず  
★事業活動に伴い排出される「皮革・ゴムくず」は産業廃棄物になりますので受入できませんが、事業活動の伴わない日常生活に係わる項目については下記規格内であれば受入致します。★★  
ホース・バンド・マット等  
★長さ200cm以内に切断して下さい。  
★出来るだけ50cm以内に切断し「燃やせるごみ」として搬入して下さい。

## 燃やせないごみ

① ガラスくず  
★事業活動に伴い排出される「ガラスくず」は産業廃棄物になりますので受入できませんが、事業活動の伴わない日常生活に係わる項目については下記規格内であれば受入致します。★★  
鏡・コップ類・窓ガラス・びん等  
★割れやすいびん・ガラス・蛍光灯・電球は紙で包み「危険」と表示して下さい。  
★飲料・食品・調味料用のびんは「資源ごみ」になりますので、中身を取り除き軽くゆすいでリサイクルプラザに搬入して下さい。

② 陶器くず  
★事業活動に伴い排出される「陶器くず」は産業廃棄物になりますので受入できませんが、事業活動の伴わない日常生活に係わる項目については下記規格内であれば受入致します。★★  
食器類・花瓶等

③ 金属くず・プラスチック類(含合成品)  
★事業活動に伴い排出される「金属くず」「廃プラスチック類」は産業廃棄物になりますので受入できませんが、事業活動の伴わない日常生活に係わる項目については下記規格内であれば受入致します。★★

小型金属製品(傘・カメラ・玩具・バケツ・洗面器) 台所用品(鍋・やかん・フライパン)・ハンガー 汚れた空き缶等  
★出来るだけスクラップ業者に出して下さい。  
★缶類は「資源ごみ」になりますので、中身を取り除き軽くゆすいでリサイクルセンターに搬入して下さい。

スプレー式容器類  
★中身を使い切ってから必ず穴を開けて出して下さい

家庭用電化製品 (アイロン・カセットデッキ・炊飯器・掃除機・乾燥機・ステレオ・ラジオ ドライヤー・ホットプレート・除湿機・電気毛布・電気カーペット・ビデオデッキ・電子レンジ)  
《家電リサイクル対象5品目は除く》  
★出来るだけ買え替えの時に販売店に引き取ってもらって下さい。  
★乾電池・電気コードは取り除いて下さい。  
★長さ200cm以内に切断して下さい。

暖房・厨房機器 (石油ストーブ・煙突・ガス湯沸かし器・室内灯油タンク[90ℓ以下] ガスレンジ・食器棚等)  
★出来るだけ買え替えの時に販売店に引き取ってもらって下さい。  
★電池・灯油は必ず除去して下さい。  
★石油ストーブは他のごみと区分して、別搬入して下さい。

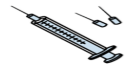
## メルトタワー21で処理できないごみ

- ① 関係市町村の区域外で発生した廃棄物
- ② 燃やせる、燃やせないごみ分類の中で、長さ・幅(厚さ)等が規格外のもの
  - ★ 金属製品類：厚さ(肉厚)3mm、長さ200cmのいずれかを超えるもの
  - ★ 電化製品付属品：コード等の長さが200cmを超えるもの
  - ★ 暖房・厨房機器：900を超える灯油タンク
  - ★ 紙類：段ボール等で200cmを超えるもの
  - ★ 木製品類：縦120cm、幅30cm、長さ150cmのいずれかを超えるもの
  - ★ 木くず類：太さ10.5cm、幅30cm、長さ150cmのいずれかを超えるもの
  - ★ 繊維類：長さ200cmを超えるもの
  - ★ プラスチック製品：長さ200cmを超えるもの
  - ★ 皮革・ゴム類：長さ200cmを超えるもの

- ③ 有毒性物質
  - ★ 農薬・有害性のある薬品及び容器、強酸性又はアルカリ性の物質等



- ④ 感染性のあるもの



- ⑤ 危険性のあるもの

- ★ 火薬類・バッテリー・消火器・注射針・プロパンガスボンベ等



- ⑥ 引火性・発火性のあるもの

- ★ 揮発油(シンナー・ガソリン・ベンジン等)・灯油・廃油等



- ⑦ 著しく悪臭を発するもの

- ★ 人及び動物の汚染・排泄物・汚泥

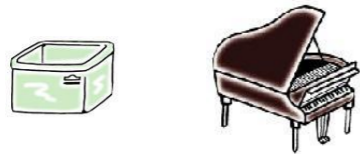


- ⑧ 液状又は泥状のもの

- ★ 油・ペンキ等・汚泥

- ⑨ 粗大ごみ

- ★ 縦1.2m、横1.2m、長さ2mのいずれかが超えるもの(家具類・ピアノ・オルガン・浴槽等)



- ⑩ 著しく重量のあるもの

- ★ 重量が25kg以上

- ⑪ 金属塊又は金属が組み合わされたもの

- ★ 各種機械器具・エンジン・ポンプ・モーター類・鉄アレイ・バーベル・電動工具

- ⑫ 事業系資源ごみ

- ★ 缶・びん・ペットボトル

- ⑬ 家電リサイクル対象品等

- ★ テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・エアコン (パソコンは各メーカーに相談下さい)



- ⑭ 特別管理一般廃棄物

- ★ エアコン・テレビ・電子レンジに含まれるPCB使用部品、焼却施設から生じた、ばいじん及び病院・診療所から生じる感染性一般廃棄物



- ⑮ その他適正処理困難物

- ★ 自動車・オートバイ・パソコン・鉄くず・タイヤ・ボアリングの玉・屋外用灯油タンク・トナー・農業用ビニール・漁網・ドラム缶・強化プラスチック製品
- ☆ 強固に圧縮・梱包されたもの
- ★ 含水率の高いもの

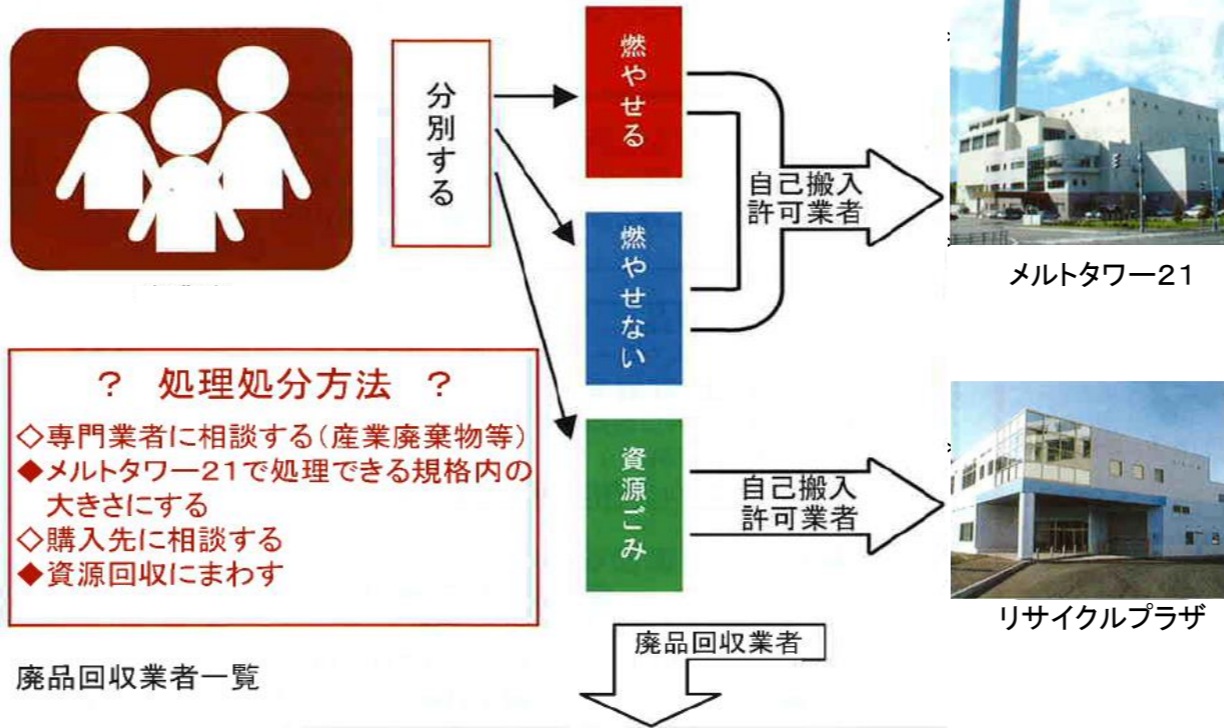


## 他のごみと区分して搬入

- ① 乾電池
  - ★ 透明な袋に入れて「電池」と判るように表示し、他のごみと区分して搬入して下さい
- ② 道路等の動物(犬・猫等)の死体
  - ★ 事前に西胆振環境(株)に連絡のうえ搬入(最終処分場持込)して下さい。
- ③ 金属製品 **自転車・石油ストーブ**
- ④ 畳
  - ★ 45cm×90cmに切断のうえ、搬入して下さい。
- ⑥ スプリング入りソファー・マット・ベット
  - ★ 事業活動に伴い排出されるホテル・病院からのものは受け入れできません。
  - ★ 事前に西胆振環境(株)に連絡のうえ搬入して下さい。



## ごみ処理の流れ



### 廃品回収業者一覧

	業者名	住所	連絡先	
室蘭市	(有)小原容器	室蘭市寿町1-18-12	0143-44-3580	古紙・鉄くず・びん・カン
	光栄紙業	室蘭市宮の森町4-14-8	0143-45-4355	古紙
	白木商店	室蘭市八丁平4-4-12	090-8427-6841	古紙・鉄くず・びん・カン
	(株)中田商店	登別市栄町3-4-3	0143-86-7822	古紙・鉄くず・びん・カン
	〃 西営業所	室蘭市築地町124	0143-24-3215	
	三協資源	登別市大和町2-25-1	0143-85-4270	古紙・鉄くず・びん・カン
伊達市	(有)松下商店	伊達市舟岡町170-59	0142-23-6989	古紙・鉄くず・びん・カン
	上坂商店	伊達市北黄金75-91	0142-24-1582	古紙・鉄くず・びん・カン
	(有)伊達紙業	伊達市弄月町57-36	0142-25-4368	古紙・鉄くず・びん・カン
	大津商会	伊達市末永町94-50	0142-22-0117	古紙・鉄くず・びん・カン
(旧大滝村)	(有)松下商店	伊達市舟岡町170-59	0142-23-6989	古紙・鉄くず・びん・カン
	上坂商店	伊達市北黄金75-91	0142-24-1582	古紙・鉄くず・びん・カン
豊浦町	(有)松下商店	伊達市舟岡町170-59	0142-23-6989	古紙・鉄くず・びん・カン
洞爺湖町	服部商店	洞爺湖町字入江39-32	0142-76-2824	古紙・鉄くず・びん・カン
(旧虻田町)	沢田古紙商	洞爺湖町洞爺湖温泉142	0142-75-2595	古紙・鉄くず・びん・カン
(旧洞爺村)	(有)松下商店	伊達市舟岡町170-59	0142-23-6989	古紙・鉄くず・びん・カン
壮瞥町	出田建設	壮瞥町蟠溪240	0142-65-3627	古紙・鉄くず・びん・カン
	(有)イチユウ岩商	伊達市南黄金町28-6	0142-24-1582	古紙・鉄くず・びん・カン

※ 古紙には段ボール・新聞紙・コピー用紙等も含まれます。

☆ その他直接持込む場合には下記の業者もあります。(事前に電話等でご確認して下さい)  
鈴木商会 室蘭市東町3-1-10 ☎0143-44-2073 スクラップ・電化製品等(家電リサイクル対象品は除く)

## 事業者の皆様へ

### 事業系ごみの出し方

◎ 事業者の責務 ※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条

事業者によって生じるごみ(事業系ごみ)については、廃棄物処理法や各市町村の条例により事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。

◎ 事業系ごみとは?

各種事務所、店舗、理美容院、飲食店、旅館、ホテル、学校や官公庁の事業活動(一般家庭以外)に伴って生じた廃棄物の事をいいます。

このうち、産業廃棄物に該当しないごみを事業系一般廃棄物といいます。

お店や事務所が住まいと一緒に(店舗兼用住宅)の場合であっても、これらの事業所からでるごみは事業系です。

メルトタワー21では家庭から出るごみの他、事業系一般廃棄物についても支障がなければこれを受入れる事としています。メルトタワー21で受入れる事業系ごみについて、その出し方を説明しています。

### ごみを直接、メルトタワー21に、持込んだ場合

◇ 処理料金 500円/100kg  
100kg以上は10kg毎に50円が加算されます。



◆ 受付時間  
毎日午前8時30分～  
午後5時00分

但し日曜日は燃やせないごみの受付をしております。

### 連絡先一覧

西いぶり広域連合

室蘭市石川町22番地2  
TEL 0143-59-0705 FAX 0143-59-7005

西胆振環境(株)

室蘭市石川町22番地2  
TEL 0143-50-2160 FAX 0143-59-7090